

# 電波監理審議会（第955回）議事要旨

## 1 日 時

平成22年7月14日（水）15：00～

## 2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、小舘 香椎子（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

### (2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

### (3) 幹事

中村 伸之（総合通信基盤局総務課課長補佐）

### (4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、山川情報流通行政局長、久保田官房審議官他

## 4 議 事 模 様

### (1) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について

（22.5.19諮問第21号及び第22号）

デジタルコードレス電話の新方式導入に伴う標記省令案等について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第476回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

### (2) 無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について（諮問第27号）

マイクロ波帯UWB（超広帯域）無線システムに関する制度整備について、次のとおり総務省から説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手續を主宰する審理官として中道正仁を指名した。

ア 総務省の説明

UWBシステムとは、非常に幅広い帯域にエネルギーを分散させて行う無線方式によって、高速通信を実現しつつ、それぞれの周波数帯の中では非常に電力が小さいことから他の無線システムと共存しやすい特徴を持っている。

UWBシステムは、現在、通信用途のものは、3.4GHzから10.25GHzまでの周波数を使用し、パソコン、テレビや映像機器等を無線で接続するものであるが、平成18年に電波監理審議会への諮問、答申を経て、同年8月に制度化を行った。また、レーダー用途のものは、準ミリ波帯を使用し、車等に設置して建物や他の車を識別し、衝突防止等のために使用されており、平成22年2月3日に電波監理審議会からの答申を得て、同年4月に公布、施行している。

通信用途のUWBシステムは、3.4GHzから10.25GHzまでのうち3.4GHzから4.8GHzまで（ローバンド）と7.25GHzから10.25GHzまで（ハイバンド）に分け、ローバンドにおいては、将来的に第4世代携帯電話等での利用を想定していることから、干渉を軽減する機能を具備することで導入したが、このうち4.2GHzから4.8GHzまでの周波数帯を使用する場合には、期限付きで干渉軽減機能を具備しなくてもいいとしていたものである。

当該期限として平成18年に制度化した際には、平成20年12月末としていたが、現在は、2年期限を延長し、平成22年12月末としているところである。

今般、第4世代携帯電話について、平成24年にITU-Rにおいて勧告化がなされ、その後、実用化に向けた議論がされることから、本件により当該期限を3年延長して、平成25年12月末までとするものである。また併せて、当該期限が過ぎた後、期限の日までに技術基準適合証明又は工事設計認証を取得した無線設備については、期限後も有効とするための経過措置を規定するものである。

### **(3) 平成21年度電波の利用状況調査の評価について**

**(諮問第28号)**

平成21年度に実施した3.4GHzを超える周波数帯の利用状況調査に基づく電波の有効利用の程度の評価について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

#### **ア 総務省の説明**

電波の利用状況調査とは、電波法の規定に基づき、3,000GHz以下の周波数を3年周期で、3つのブロックに分けて行っているものであるが、平成21年度は3.4GHzを超える周波数帯を対象に無線局に係る免許人数、無線局の状況等の調査に加え、主要な免許人に対して利用実態、今後の動向等の調査を行ったものであり、本件はその調査結果を評価するものである。

まず、調査結果として、3.4GHzを超える周波数全体としては、主に船舶無線航行レーダー等に使用されているが、3.4GHz超4.4GHz以下においては、第4世代携帯電話を将来的に導入するために現在使用している無線局は移行を行っているところであり、減少傾向にある。

4.4GHz超5.85GHz以下においては、5GHz帯無線LANシステムが増加していることから、現在5GHz帯気象レーダーは、使用周波数帯幅を圧縮するための周波数移行が行われている。

5.85GHz超8.5GHz以下においては、第4世代携帯電話を導入することにより移行が進められている固定局の移行先となっている。

8.5GHz超10.25GHz以下においては、船舶用レーダーが多く使用されており、10.25GHzを超え13.25GHz以上においては、固定局、公共用や放送用のマイクロ回線、センサー等で利用されている。

13.25GHz超21.2GHz以下においては、衛星通信にしようされており、21.2GHz超23.6GHz以下においては、22GHz帯加入者無線システムとして、広帯域のビル間を結ぶ無線通信システム等で利用されている。

23.6GHz超36GHz以下においては、レーダーや26GHz帯の無線アクセスシステムに利用されており、36GHzを超えるものにおいては、衝突防止用のレーダーの数が増えている。

このような利用状況の調査を踏まえ、評価として、1点目は、第4世代移動通信システムを将来導入するため、3.4GHzを超える周波数帯等に関し、移行期限を平成24年としているものは使用期限までに移行を進め、定めていない放送事業用（3.4GHz）のものについては最長で平成34年までとすることが適当である。

2点目、5GHz帯の無線LANシステムの需要の拡大に伴い、気象レーダーや空港気象レーダーの周波数帯幅を100MHzから45MHzへ圧縮するための周波数移行を行っているが、引き続き周波数の有効利用を図ることが適当である。

3点目のうち、5GHz帯無線アクセスシステムの利用が増大している状況であるが、世界的には、この周波数帯は航空の無線航行業務（MLS）に割り当てられているところであり、現在、同システムの周波数使用期限を定めている。しかし、我が国においては、MLSを導入する見込みがないことから、期限の延長を行うことが適当である。

6GHz帯の電気通信業務用無線システムは、第4世代携帯電話を導入するため、現在の固定局の移行先の周波数としていることから、電波の有効利用を図ることが適当である。

38GHz帯の無線アクセス及び40GHz帯PHSエントランスは、無線局数がゼロであることから、列車用や航空用といった新しいシステムでの利用することとして留保することが

適当である。

ミリ波のレーダーが増加していることから、ミリ波帯を利用したシステムの今後の国際標準化等を踏まえ、新しいシステムの導入の検討することが適当である。

#### イ 主な質疑応答

- ・ 第4世代携帯電話の導入に向け、3.4GHz帯の放送事業用固定局の移行期限を最長で平成34年11月30日までとするとあるが、第4世代携帯電話の導入状況によっては前倒しすることはあるのか、との質問に対し、平成34年を最長としているが、3年周期で行う電波の利用状況調査の結果によっては前倒しを含め検討した上で具体的な期限を定めたい、との回答があった。

#### (4) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ所属特定無線局の包括免許について (諮問第29号)

本件は、諮問第30号と関連する事案であったため、諮問第30号と一括して総務省の説明があった

#### (5) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ所属特定無線局の包括免許について (諮問第30号)

本件は、諮問第29号と関連する事案であったため、諮問第29号と一括して総務省から次のとおり説明があった。

##### ○ 総務省の説明

諮問第29号及び第30号は、ともに株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモから申請のあった3.9世代移動通信システム(LTE方式)及び第3世代移動通信システムに対応した陸上移動局の包括免許についてである。

それぞれの申請内容について、電波法第27条の4の規定に基づき、周波数の割当てが可能であること、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること、という審査項目について申請内容を審査した結果、全ての項目に適合していると認められた。

なお、特定無線局の開設の根本的基準第2条第2号の規定に基づき、開設無線局数が最大運用数に達する場合においても、収容可能無線局数から申請者が既に免許を受けている陸上移動局数を引いた無線局数を下回るかどうかについて審査しているが、諮問第29号及び第30号により申請のあった陸上移動局の合計数においても、下回ることから、問題ないと考えている。

以上をふまえ、それぞれに付いて免許を与えることとしたく諮問を行うものである。

#### (6) その他

日本放送協会平成21年度収支決算及び業務報告書の概要及び207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の審査状況等について、総務省から報告

があった。

(文責：電波監理審議会事務局)